阪神水道企業団公報

平成26年5月15日（木）
第268号

毎月15日発行

目　　次

◇規　　則◇

○　阪神水道企業団職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

◇訓　　令◇

○　阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する訓令

◇管理規程◇

○　阪神水道企業団財務規程及び阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程

○　交替勤務に服する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

◇公　　告◇

○　軽四輪自動車　１台の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　除草及び樹木剪定業務委託（単価契約）の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　施設公舎給排水設備保守業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

◇規　　則◇

阪神水道企業団職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年４月１日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団規則第３号

阪神水道企業団職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団職員安全衛生管理規則（平成３年規則第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この規則において、「事業所」とは、阪神水道企業団分課規程（平成 18 年管理規程第１号）第１条に規定する課（技術部浄水管理事務所総務課、浄水課及び施設課を除く。）、場、センター、所及び室並びに阪神水道企業団議会事務局設置条例（平成 20 年条例第５条）第１条に規定する局並びに阪神水道企業団監査委員条例（昭和 37 年条例第４号）第 11 条に規定する局をいう。ただし、総務課、経営企画課、財務課、浄水計画課、施設管理課及び工務課並びに議会事務局並びに監査事務局（以下「本庁」という。）は一の事業所とみなす。	（定義） 第２条　この規則において、「事業所」とは、阪神水道企業団分課規程（平成 18 年管理規程第１号）第１条に規定する課（技術部浄水管理事務所総務課、浄水課及び施設課を除く。）、場、センター、所及び室並びに阪神水道企業団議会事務局設置条例（平成 20 年条例第５条）第１条に規定する局並びに阪神水道企業団監査委員条例（昭和 37 年条例第４号）第 11 条に規定する局をいう。ただし、総務課、経営企画課、財務課、浄水管理課、施設管理課及び工務課並びに議会事務局並びに監査事務局（以下「本庁」という。）は一の事業所とみなす。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分を対応する改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。	

附　則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

◇訓　　令◇

訓令第３号

庁中一般

各　　所

阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年４月１日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する訓令

阪神水道企業団決裁規程（平成６年訓令第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

別表第１号（第６条関係）

部名	課名	部長専決事項	課長専決事項
総務部	総務課	１～18　省略	１～10　省略 11　振替伝票の発行に関すること。 12　省略 13　省略 14　省略 15　省略 16　省略 17　省略 18　省略 19　省略 20　省略 21　省略 22　省略 23　省略 24　省略 25　省略 26　省略 27　省略 28　省略 29　省略 30　省略 31　省略

改　正　前

別表第１号（第６条関係）

部名	課名	部長専決事項	課長専決事項
総務部	総務課	１～18　省略	１～10　省略 11　省略 12　省略 13　省略 14　省略 15　省略 16　省略 17　省略 18　省略 19　省略 20　省略 21　省略 22　省略 23　省略 24　省略 25　省略 26　省略 27　省略 28　省略 29　省略 30　省略

		32　省略	
経営企画課		1～3　省略	
財務課	1　省略 2　省略 3　省略 4　省略	1～12　省略 13　支払伝票の発行に関すること。 14～20　省略	
技術部	浄水計画課	1～4　省略	1～5　省略
施設管理課	1及び2省略	1～7　省略	
工務課	1及び2省略	1～3　省略	

		31　省略	
経営企画課		1～3　省略	
財務課	1　企業長の決裁及び副企業長の専決した支出負担行為に係る支払伝票の発行に関すること。 2　省略 3　省略 4　省略 5　省略	1～12　省略 13　部長及び課長の専決した支出負担行為に係る支払伝票の発行に関すること。 14～20　省略	
技術部	浄水管理課	1～4　省略	1～5　省略
施設管理課	1及び2省略	1～7　省略	
工務課	1及び2省略	1～3　省略	

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

◇管　理　規　程◇

阪神水道企業団管理規程第６号

阪神水道企業団財務規程及び阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年４月１日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団財務規程及び阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程

（財務規程の一部改正）

第１条　阪神水道企業団財務規程（平成26年管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（浄水計画課、施設管理課及び工務課主管帳簿） 第18条　技術部浄水計画課長、技術部施設管理課長及び技術部工務課長は、工事に関する事項を整理するため、次に掲げる帳簿を備える。 ⑴～⑶　省略	（浄水管理課、施設管理課及び工務課主管帳簿） 第18条　技術部浄水管理課長、技術部施設管理課長及び技術部工務課長は、工事に関する事項を整理するため、次に掲げる帳簿を備える。 ⑴～⑶　省略
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分を対応する改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。	

（工事施行規程の改正）

第２条　阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（用語の定義） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　省略 ⑵　工事所管課長　技術部浄水計画課長、技術部施設管理課長及び技術部工務課長をいう。 ⑶及び⑷　省略	（用語の定義） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　省略 ⑵　工事所管課長　技術部浄水管理課長、技術部施設管理課長及び技術部工務課長をいう。 ⑶及び⑷　省略
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分を対応する改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。	

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

阪神水道企業団管理規程第７号

交替勤務に服する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年４月25日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

交替勤務に服する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

交替勤務に服する職員の勤務時間等に関する規程（昭和48年管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（報告） 第４条　交替勤務の各組編成は、所属長が決定し、月末までに出退勤管理システムへ翌月分の予定を入力しなければならない。 ２　統括出勤簿等管理者は、交替勤務予定表を企業長に報告しなければならない。予定表を変更したときも同様とする。	（報告） 第４条　交替勤務の各組編成は、所属長が決定し、月末までにその翌月分の予定表を企業長に報告しなければならない。予定表を変更したときも同様とする。
備考 １　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 ２　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

附　則

この規程は、平成26年４月28日から施行する。

◇公　　告◇

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成26年４月23日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　入札に付する事項

⑴　件　　名　　軽四輪自動車　１台

⑵　納入場所　　本庁（神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号）

⑶　概　　要　　軽四輪自動車　１台の購入（仕様書のとおり）

⑷　納入期間　　契約後60日以内とする。

⑸　支払方法　　完納払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　非公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　免除

⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市のいずれかに本店または支店等を置くこと。

イ　平成16年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関に、仕様書に記す同等物品の納入実績を有すること。

4　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/又はhttp://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

5　仕様書に関する質問

仕様書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成26年４月30日㈬　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成26年５月２日㈮に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似する物品の納入実績調書（様式第２号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成26年５月９日㈮まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成26年５月12日㈪　午後１時30分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎３階　第１会議室

⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成26年４月28日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　委 託 名　　除草及び樹木剪定業務委託（単価契約）

⑵　委託場所　　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）
淀川取水場（大阪市淀川区西中島２丁目１番27号）
猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）
管路用地（別紙仕様書のとおり）
甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）
西宮ポンプ場（西宮市室川町２番32号）
篠原量水池（神戸市灘区篠原北町４丁目60）
六甲接合井（神戸市灘区篠原北町３丁目11番２号）
甲山調整池（西宮市甲山町35番地）
芦屋調整池（西宮市深谷町２番35号）
本山配水池（神戸市東灘区本山町北畑字伊勢講田613）
越木岩受水池（西宮市角石町15番）

住吉配水池（神戸市東灘区住吉山手５丁目1682-1）
本庁舎（神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号）
篠原公舎跡地（神戸市灘区五毛通１丁目６番地）
住吉木造公舎跡地（神戸市東灘区住吉山手４丁目６番23号）
香枦園公舎跡地（西宮市川東町７番）

⑶　委託概要　　上記委託場所における除草及び樹木剪定業務を行う。

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成27年３月６日㈮まで

⑸　入札方法　　入札金額は、別紙業務項目別単価一覧表の合計金額（税抜）とし、各項目ごとの単価（税抜）にて契約締結を行う。

⑹　支払方法　　完了払い

⑺　前 金 払　　なし

⑻　予定価格　　事後公表

⑼　最低制限価格　設定なし

⑽　担保期間　　なし

⑾　入札保証金　　免除

⑿　契約保証金　　保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⒀　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：造園工事）を有していること。

イ　国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注業務の元請として、１件当り100,000㎡以上の除草業務又は500本以上の高中木剪定業務の受注実績を有すること。（高木とは樹木の高さが３ｍを超えるもので、中木とは樹木の高さが1.5ｍを超え３ｍ以下のものとする。）

ウ　道路法（昭和27年法律法律第180号）に基づく供用中の道路において、交通規制を実施しつつ、植栽維持作業又は除草作業を施工した実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成26年５月７日㈬　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成26年５月９日㈮に入札公告ページに掲載する。

入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

5　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

(ｱ)　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

(ｲ)　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

(ｳ)　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

(ｴ)　上記(ｲ)工事の施工に伴う道路使用許可書の写し

イ　受付期間　　公告日から平成26年５月12日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

(ｱ)　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

(ｲ)　上記５⑴アに示す提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成26年５月９日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

6　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成26年５月13日㈫午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成26年５月14日㈬午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に別紙業務項目別単価一覧表を添付して送信すること。なお、別紙業務項目別単価一覧表には全項目を必ず入力すること。

入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び別紙業務項目別単価一覧表を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成26年５月15日㈭　午前９時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成26年５月14日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委施第10号
　　委 託 名　　施設公舎給排水設備保守業務委託

⑵　委託場所　　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）
　　淀川取水場（大阪市淀川区西中島２丁目１番27号）
　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
　　尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）
　　水質試験所（尼崎市田能５丁目11番１号）
　　甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）
　　西宮ポンプ場（西宮市室川町２番32号）
　　甲山調整池（西宮市甲山町35番地）
　　本庁舎（神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号）
　　猪名川公舎（尼崎市田能４丁目16番38号）
　　尼崎公舎（尼崎市南塚口町４丁目５番１号）
　　西宮公舎（西宮市越水町４番33号）

⑶　委託概要　　施設及び公舎における給排水設備等の保守業務を行う。

ア　給水タンク清掃点検工　　一式
イ　下水排水ピット点検清掃工　一式
ウ　排水管洗浄工　　一式

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成27年３月31日㈫まで

⑸　支払方法　　２回払い（中間１回）

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　非公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　　なし
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　免除
⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成25・26年度競争入札参加資格（登録工種：管工事）を有していること。

4　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431－1902（直通））。

5　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成26年５月22日㈭　午後５時00分まで
⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
　　E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回 答 日　　平成26年５月27日㈫に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、ＦＡＸにより回答する。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）
イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
ウ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部
⑶　受付期間　　公告日から平成26年６月２日㈪まで（必着）

7　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成26年６月３日㈫　午後１時30分から
⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　　阪神水道企業団　本庁舎３階　第１会議室
⑶　開札の立会い　開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
　阪神水道企業団　総務部総務課契約係
　〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　電　話(078)431-1902（直通）
　ＦＡＸ(078)431-2664